

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 新旧対照表

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）〔附則第九条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第六（第三百二条の二関係）		別表第六（第三百二条の二関係）	
無線局の区分	金額	無線局の区分	金額
一〇九 〔略〕	〔略〕	一〇九 〔略〕	〔略〕
備考		備考	
<p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）</u>第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第三条第三号に規定する離島の区域をいう。</u></p> <p>六〇十三 〔略〕</p>		<p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）</u>第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）<u>第三条第三号に規定する離島の区域をいう。</u></p> <p>六〇十三 〔略〕</p>	

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）〔附則第十条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>附則</p> <p>（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）</p> <p>第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。</p>			<p>附則</p> <p>（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）</p> <p>第五条 〔略〕</p>		
<p>三〇八 〔略〕</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 過疎地域の持続的発展等のための地方債償還費</p>	<p>過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 過疎地域自立促進等のための地方債償還費</p>	<p>過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>円</p> <p>円</p>
<p>経費の種類</p>	<p>測定単位</p>	<p>単位費用</p>	<p>経費の種類</p>	<p>測定単位</p>	<p>単位費用</p>

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 〔略〕	〔略〕	〔略〕
二 過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行するため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第十四条第三項（同法附則第五条において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したものの又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法	千円

2 〔略〕

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 〔略〕	〔略〕	〔略〕
二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したものの又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十条又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併	千円

三〇八
〔略〕

律第十五号)第十二条第二项(同法附则第十二项又は旧過疎地域自立促進特別措置法附则第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条において準用する場合を含む。)若しくは旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十二条第二项(同法附则第七项において準用する場合を含む。)の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

三〇八
〔略〕

の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条において準用する場合を含む。)、旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十二条第二项(同法附则第七项において準用する場合を含む。))若しくは旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十一条第二项の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔附則第十一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 〔略〕</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の四 〔略〕</p> <p>一 一の五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）<u>第二条</u>第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び宿泊施設、集会施設若しくはスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地</p> <p>一の六 一の八 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>一 一の四 〔略〕</p> <p>一 一の五 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）<u>第二条</u>第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び宿泊施設、集会施設若しくはスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地</p> <p>一の六 一の八 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>

○公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）〔附則第十二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>15 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和三年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u>その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合には」とする。</p>	<p>15 当分の間、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成十二年法律第十 五号）<u>第二条第一項に規定する過疎地域</u>その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合には」とする。</p>

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）〔附則第十三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、その取得等をした設備（第一項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移</p>	<p>（特定地域における工業用機械等の特別償却）</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、その取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却</p>

転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。)の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八)に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	設 備
一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものと	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八)に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	設 備
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

<p>として政令で定める地区</p>	<p>二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>
<p>三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>	
<p>として政令で定める地区</p>	<p>一 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>
<p>二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>	

<p>四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>
--	------------------------	---

4 5 6 [略]

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 [略]

2 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項

<p>三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業</p>	<p>当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの</p>
--	------------------------	---

4 5 6 [略]

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 [略]

2 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第八項第八号に

及び次項において同じ。)をする場合(政令で定める中小規模法人(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。)において、その取得等をした設備(前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。)を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき(当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。)は、その用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(同項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場

規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。)において、その取得等をした設備(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。)を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき(当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。)は、その用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(同項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当

合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。

地 区	事 業	設 備
一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
二 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものと	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

する金額を加算した金額)とする。

地 区	事 業	設 備
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
一 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものと	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

して政令で定める地区	三 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
して政令で定める地区	四 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

3～5 [略]

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

して政令で定める地区	二 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
して政令で定める地区	三 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

3～5 [略]

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第六十八条の二十七〔略〕

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移

第六十八条の二十七〔略〕

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度

転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(同項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八)に相当する金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

地区	事業	設備
一 第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定め

額は、供用日以後五年以内(同項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十二(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八)に相当する金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

地区	事業	設備
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

	二 第四十五条第二項の表 の第二号の上欄に掲げる 地区	三 第四十五条第二項の表 の第三号の上欄に掲げる 地区	四 第四十五条第二項の表 の第四号の上欄に掲げる 地区
	同号の中欄に 掲げる事業	同号の中欄に 掲げる事業	同号の中欄に 掲げる事業
規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの

	一 第四十五条第二項の表 の第一号の上欄に掲げる 地区	二 第四十五条第二項の表 の第二号の上欄に掲げる 地区	三 第四十五条第二項の表 の第三号の上欄に掲げる 地区
	同号の中欄に 掲げる事業	同号の中欄に 掲げる事業	同号の中欄に 掲げる事業
規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの	当該地区内に おいて営む当 該事業の用に 供される設備 で政令で定め る規模のもの

3
～
5

〔略〕

る規模のもの

3
～
5

〔略〕

る規模のもの

○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百二十二号）「附則第十四条関係」

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域（大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）</u> 第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの</p> <p>（基本計画）</p> <p>第四条 都道府県は、当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、<u>過疎地域持続的発展</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）</u> 第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの</p> <p>（基本計画）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、<u>過疎地域自立促進計</u></p>

計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。

5・6 [略]

(実施計画)

第五条 市町村は、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への産業の導入に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。

2～8 [略]

9 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。）が同法第七条第一項の持続的発展方針に適合するものであるときは、市町村は、当該実施計画を、当該市町村の議会の議決を経て同法第八条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができる。

10 市町村が前項の規定により過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項の市町村計画を変更した場合における同条第十項の規定の適用については、同項中「準用する」とあるのは、

画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。

5・6 [略]

(実施計画)

第五条 [略]

2～8 [略]

9 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。）が同法第五条第一項の自立促進方針に適合するものであるときは、市町村は、当該実施計画を、当該市町村の議会の議決を経て同法第六条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができる。

10 市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同条第七項の規定の適用については、同項中「準用する」とあるのは、「準用する。こ

は、「準用する。この場合において、第八項中「提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と読み替えるものとする」とする。」とする。

の場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と読み替えるものとする。」とする。

○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）〔附則第十五条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
附則				附則			
1～5〔略〕				1～5〔略〕			
<p>6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				<p>6 〔略〕</p>			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
	十分の五・五	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年		十分の五・五	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第十三条第二項並びに	三分の二	十分の六		過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十一條第二項並びに別表教育施設の項及	三分の二	十分の六	

7・8 〔略〕	〔略〕	別表教育施設の項及び消防施設の項	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法別表児童福祉施設の項	十分の五・五 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二)	三分の二	十分の六 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二)
	〔略〕					
	〔略〕					
	〔略〕					
7・8 〔略〕	〔略〕	び消防施設の項	過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項	十分の五・五 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二)	三分の二	十分の六 (国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二)
	〔略〕					
	〔略〕					
	〔略〕					

○集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）〔附則第十六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（集落地域整備基本方針）</p> <p>第四条 都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 〽 6 〔略〕</p>	<p>（集落地域整備基本方針）</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 〽 6 〔略〕</p>

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）「附則第十七条関係」

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（農林業等活性化基盤整備計画）</p> <p>第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画（以下「基盤整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 基盤整備計画は、<u>過疎地域持続的発展計画</u>、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8・9 〔略〕</p>	<p>（農林業等活性化基盤整備計画）</p> <p>第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画（以下「基盤整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 基盤整備計画は、<u>過疎地域自立促進計画</u>、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8・9 〔略〕</p>

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）〔附則第十八条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（活性化計画の作成等）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>259 〔略〕</p> <p>10 活性化計画は、<u>過疎地域持続的発展計画</u>、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>11・12 〔略〕</p>	<p>（活性化計画の作成等）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>259 〔略〕</p> <p>10 活性化計画は、<u>過疎地域自立促進計画</u>、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>11・12 〔略〕</p>

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）〔附則第十九条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第五（第十二条関係）			
貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一〇四 〔略〕 五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二十条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の	〔略〕	〔略〕	〔略〕
別表第五（第十二条関係）			
貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一〇四 〔略〕 五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育	〔略〕	〔略〕	〔略〕

<p>植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なものうち、主務大臣の指定するもの</p> <p>1 2に掲げる資金以外のもの</p> <p>2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金</p>	<p>年 五分</p> <p>(据置期間中は、年四分五厘)</p>	<p>二十五年</p>	<p>八年</p>
<p>成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なものうち、主務大臣の指定するもの</p> <p>1 2に掲げる資金以外のもの</p> <p>2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金</p>	<p>年 五分</p> <p>(据置期間中は、年四分五厘)</p>	<p>二十五年</p>	<p>八年</p>

○棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）〔附則第二十一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（都道府県棚田地域振興計画） 第六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 都道府県棚田地域振興計画は、国土形成計画、山村振興計画、<u>過疎地域持続的発展計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～8 〔略〕</p>	<p>（都道府県棚田地域振興計画） 第六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 都道府県棚田地域振興計画は、国土形成計画、山村振興計画、<u>過疎地域自立促進計画</u>その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～8 〔略〕</p>

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）〔附則第二十二條關係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条〔略〕</p> <p>2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	
<p>令和四年三月三十一日</p>	<p>〔削る〕</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>特殊土地地帯（特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊</p>
<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>〔削る〕</p>	<p>平成三十二年三月三十一日</p>	<p>子ども・子育て支援臨時交付金に関すること。</p>
<p>〔削る〕</p>	<p>〔削る〕</p>	<p>平成三十三年三月三十一日</p>	<p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

	<p>土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>半島振興対策実施地域(半島振興法(昭</p>	<p>和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

	<p>土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>半島振興対策実施地域(半島振興法(昭</p>	<p>和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

	<p>和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>令和十三年三月三十一日</p>	<p>過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法(令和三年法律第号)第一条第一項に規定する過疎地域をいう。)の持続的発展に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

(地方財政審議会の所掌事務の特例)
 第四条 〔略〕

2 〔略〕

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

	<p>和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

(地方財政審議会の所掌事務の特例)
 第四条 〔略〕

2 〔略〕

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）〔附則第二十三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>附則</p> <p>1・2〔略〕</p> <p>3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>〔削る〕</p>	<p>附則</p> <p>1・2〔略〕</p> <p>3〔略〕</p>	<p>〔削る〕</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和四年三月三十一日</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>〔削る〕</p>	<p>平成三十三年三月三十一日</p> <p>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>平成三十四年三月三十一日</p> <p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

<p>令和五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和七年三月三十一日</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>令和十三年三月三十一日</p>	<p>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に</p>

<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成三十七年三月三十一日</p>	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

4
〔略〕

開するに及ぶ。

4
〔略〕

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）〔附則第二十四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

附則

（所掌事務の特例）

第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則

（所掌事務の特例）

第二条 〔略〕

改正後		改正前	
期限	事務	期限	事務
〔削る〕 令和四年三月三十一日	〔削る〕 特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成三十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
〔削る〕	〔削る〕	平成三十四年三月三十一日	

<p>令和五年三月三十一</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p>
<p>令和六年三月三十一</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p>
<p>平成三十五年三月三十一日</p>	<p>離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p>
<p>平成三十六年三月三十一日</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。</p>

	<p>令和七年三月三十一日</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>		<p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援</p>	<p>平成三十七年三月三十一日</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	

<p>令和十三年三月三十一日</p>	<p>に関する特別措置法（令和三年法律第号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
--------------------	---

2
〔略〕

（審議会等の設置の特例）

第四条 令和六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 令和六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
-------------	-------------

2
〔略〕

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 〔略〕

期限	令和四年三月三十一日	令和五年三月三十一日	令和七年三月三十一日	〔削る〕
法律	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	離島振興法	山村振興法 半島振興法	〔削る〕

期限	平成三十四年三月三十一日	平成三十五年三月三十一日	平成三十七年三月三十一日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日
法律	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	離島振興法	山村振興法 半島振興法	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、旧九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、旧四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、旧北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）

(社会資本整備審議会の所掌事務の特例)

第七条

社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(地方支分部局の所掌事務の特例)

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

(社会資本整備審議会の所掌事務の特例)

第七条

社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十九年三月三十一日までの間、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2| 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務及び

前項に規定する事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(地方支分部局の所掌事務の特例)

第九条 「略」

2 〔略〕	令和七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	他当該計画の推進に関する事務
	令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	
	令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2 〔略〕	平成三十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	他当該計画の推進に関する事務
	平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	
	平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	